

吸収分割に係る事前備置書類

(吸 収 分 割 会 社:会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)
(吸収分割承継会社:会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

2026 年9月8日

一正蒲鉾株式会社
一正蒲鉾分割準備株式会社

2026 年9月8日

吸収分割に係る事前備置書類

新潟県新潟市東区津島屋七丁目 77 番地
一正蒲鉾株式会社
代表取締役 社長執行役員 野崎 正博

新潟県新潟市東区津島屋七丁目 77 番地
一正蒲鉾分割準備株式会社
代表取締役 野崎 正博

一正蒲鉾株式会社(2027 年 7 月 1 日付で「一正ホールディングス株式会社」に商号変更予定。以下、「分割会社」といいます。)及び一正蒲鉾分割準備株式会社(2027 年 7 月 1 日付で「一正蒲鉾株式会社」に商号変更予定。以下、「承継会社」といいます。)は 2027 年 7 月 1 日を効力発生の予定日とする吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)を実施いたします。

本件分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

2026 年 8 月 7 日付吸収分割契約(その後の変更を含む。)の内容は別紙1のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、承継会社は分割会社に対して株式、金銭、その他の財産の交付を行いませんが、承継会社は分割会社の 100%子会社であることから相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとし、本件分割後の資本金の額は、金 50,000,000 円となります。本件分割後における承継会社の事業内容及び分割会社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

①	資本金	0 円
②	資本準備金	0 円
③	その他資本剰余金	株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
④	利益準備金	0 円
⑤	その他利益剰余金	0 円

3. 分割会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

分割会社の最終事業年度における計算書類等は別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 承継会社に関する事項

(1) 承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社の成立の日における貸借対照表は別紙3のとおりです。

(2) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 本件分割の効力発生日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の2026年6月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ29,632百万円、15,607百万円であります。本件分割により承継会社が分割会社から承継する資産及び負債の2026年6月30日現在における帳簿価額は、それぞれ26,080百万円、14,665百万円であります。

また、今後、効力発生日までに予想される分割会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されておりません。

以上により、分割会社は、本件分割後において分割会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日(2026年7月1日)の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ50百万円、0百万円であります。分割会社の2026年6月30日現在の貸借対照表において、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債の帳簿価額は、上記(1)に記載のとおりです。

2026年7月1日から現在に至るまで承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予想される承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されておりません。

以上により、本件分割後において承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

以上

吸収分割契約書

一正蒲鉾株式会社（以下、「甲」という。）と一正蒲鉾分割準備株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、水産練製品・惣菜の製造販売及びきのこの生産販売事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第一条 （当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲） 吸収分割会社

商号：一正蒲鉾株式会社

住所：新潟県新潟市東区津島屋七丁目 77 番地

（乙） 吸収分割承継会社

商号：一正蒲鉾分割準備株式会社

住所：新潟県新潟市東区津島屋七丁目 77 番地

第二条 （承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第三条 （吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、本承継対象権利義務の対価として金銭その他の財産を交付しない。

第四条 （乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとし、本件分割後の乙の資本金の額は、金 50,000,000 円とする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- | | | |
|-----|----------|-------------------------|
| (1) | 資本金 | 0 円 |
| (2) | 資本準備金 | 0 円 |
| (3) | その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) | 利益準備金 | 0 円 |
| (5) | その他利益剰余金 | 0 円 |

第五条 （効力発生日）

効力発生日は、2027年7月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第六条 （株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、かかる決議の期限を変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を行うものとする。

第七条 （商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、一正ホールディングス株式会社に、乙は、一正蒲鉾株式会社に、それぞれ商号変更するものとする。

第八条 （競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業避止義務を負わない。

第九条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第十条 （本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第十一条 （その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各一通を保有する。

2026 年 8 月 7 日

甲 新潟県新潟市東区津島屋七丁目 77 番地
一正蒲鉾株式会社
代表取締役 社長執行役員 野崎 正博

乙 新潟県新潟市東区津島屋七丁目 77 番地
一正蒲鉾分割準備株式会社
代表取締役 野崎 正博

別紙 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2026年8月7日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

次の各号を除いた全資産を承継する。

- (1) 以下の銀行口座に有する預金並びにこれらに係る未収利息
①第四北越銀行新潟駅前支店普通預金・口座番号 5105402
- (2) 未収入金のうち、子会社管理に関するもの及びこれに対応する貸倒引当金
- (3) 関係会社貸付金
- (4) その他の流動資産のうち、子会社管理に対するもの
- (5) 投資有価証券
- (6) 関係会社株式
- (7) 役員保険積立金
- (8) 会員権等及びこれに対応する貸倒引当金

2. 承継する負債

次の各号を除いた全負債を承継する。

- (1) 承継しない資産に係る債務
- (2) 本件分割の効力発生前に成立した国税及び地方税、社会保険料、労働保険料、その他公法上の納付債務
- (3) 未払配当金
- (4) 役員株式給付引当金に係る債務
- (5) 役員退職慰労金その他これに類する役員退職に係る未払債務
- (6) 甲が行う関係会社の債務に係る保証債務その他の偶発債務

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生の直前において甲が締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 承継するその他の権利義務等

- (1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

- (2) 知的財産権

本件事業に関する一切の工業所有権、著作権、ノウハウ及び商標。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

- (3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

以上

(別紙2)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド消費の増加等を背景に、景気は総じて緩やかな回復基調で推移しました。一方で、原材料や資材価格の高止まりに加え、エネルギー価格の上昇や円安の進行、米国の関税政策や世界的な地政学リスクの高まりなど、外部環境は不透明な状況が続きました。また、物価上昇の長期化に伴う実質賃金の伸び悩みから、節約志向や生活防衛意識は根強く、個人消費の回復には足踏みがみられる状況となりました。

食品業界においては、コスト上昇に対応した価格改定や商品規格の見直しが継続されるなか、上記のような消費者心理を背景として、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（2045年度のありたい姿）を目指し、2021年7月から2026年6月までの第二次中期経営計画の最終年度として、“国内外のマーケットへの果敢なチャレンジを通じ、事業の成長力・収益力基盤を確立し、ファーストステージ「成長軌道への5年」を確実に実現する。”ことを基本方針に経営課題に取り組んできました。また、地球環境の維持は企業活動の持続的な成長・発展のためには不可欠であり、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の達成を目指し、当社グループもステークホルダーの皆さまと協働しながらサステナブルな課題の解決に取り組んでいます。

以上により、当連結会計年度の売上高は355億42百万円（前連結会計年度比9億63百万円（2.8%）の増加）、営業利益は6億11百万円（前連結会計年度比2億79百万円（31.3%）の減少）、経常利益は5億29百万円（前連結会計年度比3億77百万円（41.7%）の減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3億26百万円（前連結会計年度比4億20百万円（56.3%）の減少）となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
355億42百万円	6億11百万円	5億29百万円	3億26百万円
前連結会計年度比 9億63百万円増 (2.8%増) ↑	前連結会計年度比 2億79百万円減 (31.3 %減) ↓	前連結会計年度比 3億77百万円減 (41.7 %減) ↓	前連結会計年度比 4億20百万円減 (56.3 %減) ↓

当社グループにおけるセグメントごとの経営成績の概要は以下のとおりです。

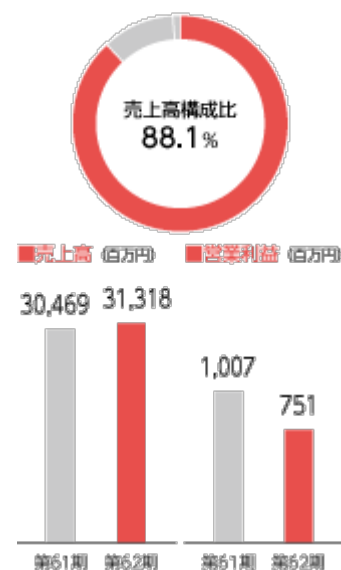
① 水産練製品・惣菜事業

- 1 水産練製品の製造販売
- 2 各種惣菜の製造販売
- 3 前各号に附帯する一切の業務

売上高は、2025年3月1日納品分より実施した価格改定による販売価格の上昇に加え、主力であるスティックタイプのカニかまを中心とした販売数量が伸長しました。また、節約志向や内食需要が継続するなか、価格面と汎用性に優れたはんぺん商品群も堅調に推移し、加えて、おせち商品についても、「国産原料100%」の高品質商品である「純」シリーズが伸長したことから、増収となりました。

利益は、生産性向上や継続的なコスト削減に努めたものの、主原料であるすり身をはじめとする原材料費や労務費の上昇による影響が大きく、減益となりました。

以上の結果、当事業の売上高は313億18百万円（前連結会計年度比2.8%の増加）、営業利益は7億51百万円（前連結会計年度は10億7百万円の営業利益）となりました。



② きのこと事業

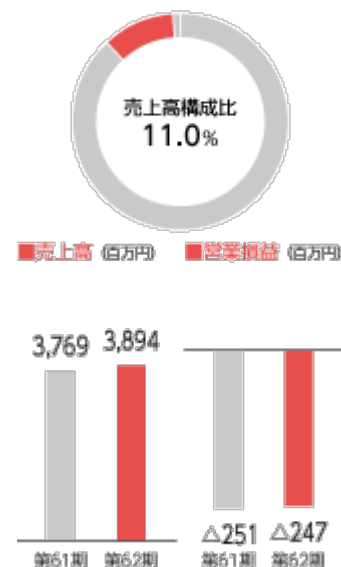
- 1 きこの生産販売
- 2 前号に附帯する一切の業務

売上高は、天候不順による野菜の生育不良の影響が限定的であったことに加え、新規顧客の開拓が寄与し、増収となりました。

販売価格は、在庫管理の徹底により前年同期を上回りました。また、販売数量は、残暑の影響により鍋需要の立ち上がりが遅れたものの、需要期における大容量パックの販売拡大により前年同期を上回りました。

利益は、原材料価格、労務費及びエネルギー価格等の高騰が継続したものの、包装部門における合理化・省人化によるコスト削減や生産効率の向上に努めた結果、赤字幅が縮小しました。

以上の結果、当事業の売上高は38億94百万円（前連結会計年度比3.3%の増加）、営業損失は2億47百万円（前連結会計年度は2億51百万円の営業損失）となりました。



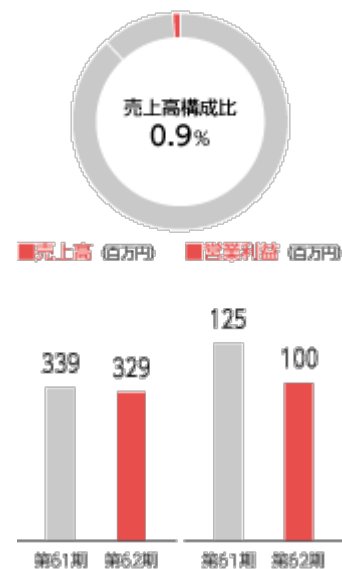
③ 運送・倉庫事業

- ① 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
- ② 倉庫業
- ③ 前各号に附帯する一切の業務

運送部門は、営業活動の強化による収益性の高い自社定期便の新規案件獲得に加え、運賃の適正化を進めたことにより、増収増益となりました。

倉庫部門は、新規入庫案件の獲得に向けた営業活動を継続しましたが、食品関連業界における原材料費の高止まり等を背景に、取引先の在庫圧縮傾向が続きました。このため、当社倉庫における平均在庫量が減少し、保管回転率も低下したことから、減収減益となりました。

以上の結果、当事業の売上高は3億29百万円(前連結会計年度比3.0%の減少)、営業利益は1億円(前連結会計年度は1億25百万円の営業利益)となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は18億98百万円であり、その主なものは次のとおりです。

- 本社工場の水産練製品製造設備
- 関西工場の水産練製品製造設備
- 聖籠工場の水産練製品製造設備

(3) 資金調達の状況

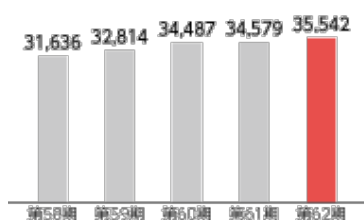
当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、自己資金並びに金融機関からの借入金をもって充当しています。

(4) 財産及び損益の状況

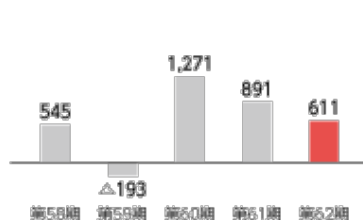
区 分	第 58 期 (2022年 6 月期)	第 59 期 (2023年 6 月期)	第 60 期 (2024年 6 月期)	第 61 期 (2025年 6 月期)	第 62 期 (2026年 6 月期)
売 上 高	31,636百万円	32,814百万円	34,487百万円	34,579百万円	35,542百万円
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	545百万円	△193百万円	1,271百万円	891百万円	611百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	623百万円	△146百万円	1,247百万円	907百万円	529百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	565百万円	84百万円	957百万円	746百万円	326百万円
1 株当たり当期純利 益	30.73円	4.58円	52.10円	40.67円	17.81円
総 資 産 額	25,296百万円	30,678百万円	31,392百万円	30,413百万円	30,885百万円
純 資 産 額	13,862百万円	13,579百万円	14,504百万円	14,908百万円	15,035百万円

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

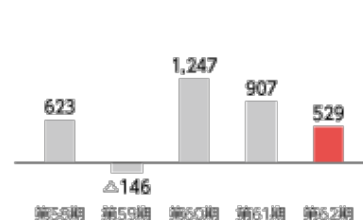
売上高 (百万円)



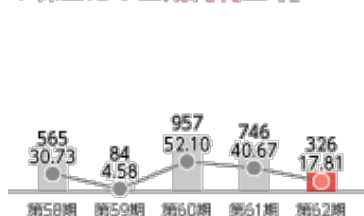
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)



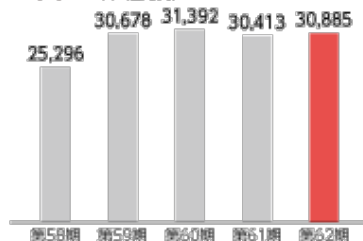
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)



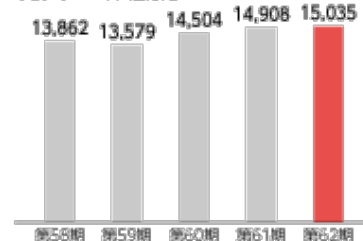
親会社株主に帰属する当期純利益
1株当たり当期純利益 (円)



総資産額 (百万円)



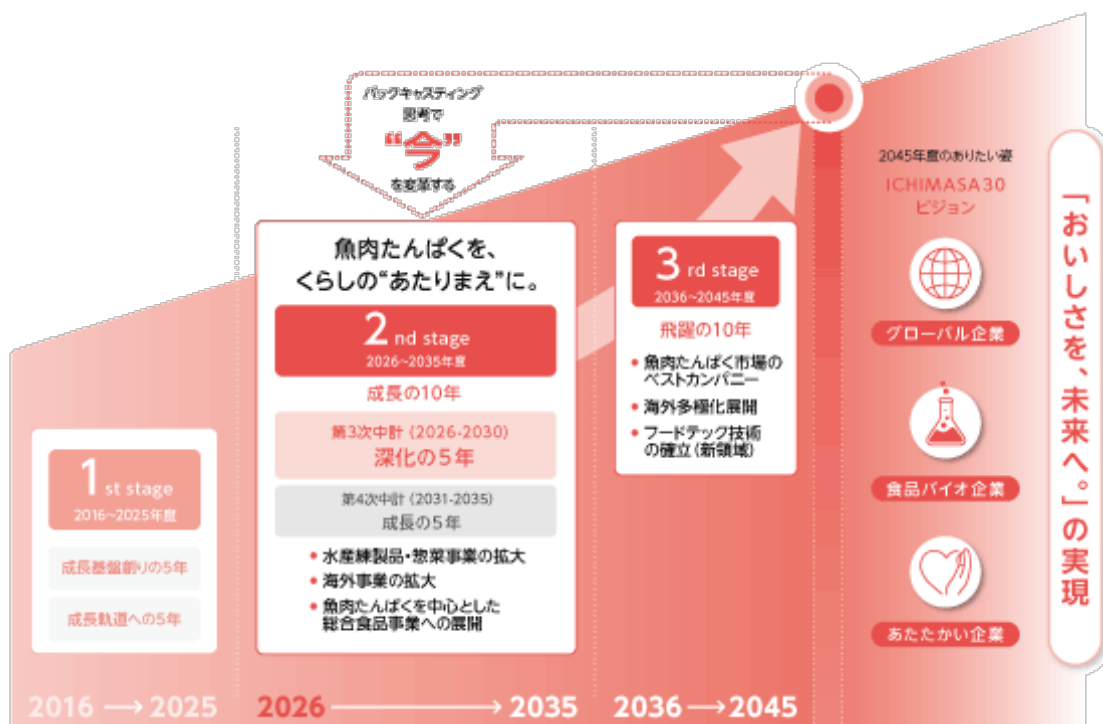
純資産額 (百万円)



(5) 対処すべき課題

当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（2045年度のありたい姿）である、「“安全・安心”に“健康・環境”と“心の豊かさ”をプラスして世界中に日本の“食”で貢献するグローバル企業」「常に技術を探求し、未来に向けてあらゆる“食”の情報を発信する食品バイオ企業」「あらゆるステークホルダーの皆さまに“食”を中心に“幸せ”と“喜び”をお届けするあたたかい企業」のもと、「2nd Stage2026-2035」は『魚肉たんぱくを、くらしの“あたりまえ”に。』をテーマに掲げ、人と社会の“より良い日常”を支える、新しいタンパク質文化の創造を目指します。水産練製品のもつ嗜好性や機能性に加え、健康性・環境性を兼ね備えた、未来の食を支えるタンパク源として『魚肉たんぱく食品』の価値を広げていきます。

第三次中期経営計画は、「2nd Stage2026-2035（成長の10年）」の前半5年間にあたります。この5年間で「深化の5年」と位置付け、構造改革により稼ぐ力を再構築し、生み出した原資を成長戦略へ積極的に投下します。



【基本方針】

- ・成長戦略：既存事業と海外事業・新規事業・インオーガニック成長
- ・構造改革：収益構造改革、営業キャッシュフロー創出の取組み推進
- ・経営基盤強化：ホールディングス体制移行によるグループ経営の高度化と企業価値の最大化

（中期経営計画最終年度 2031年6月期数値目標）

連結売上高	：	450億円
連結営業利益	：	20億円
営業キャッシュフロー（5年累計）	：	152億円
自己資本利益率（ROE）	：	8%
投下資本利益率（ROIC）	：	6%

(ご参考) サステナビリティに対する取組み

当社グループは、2021年7月に全従業員の考え方・行動の基本となる「一正蒲鉾株式会社 ESG経営宣言」を制定しています。

一正蒲鉾株式会社 ESG経営宣言（一部抜粋）

当社グループは「人生はやまびこである 正しきことは正しく報われる」という創業者 野崎正平の信念を受け継ぎ、環境・社会の課題解決に取り組み、「持続可能な社会の実現への貢献と企業価値向上を両立する」ESG経営を推進します。

- ・人と組織を大切にします
- ・食の安全・安心と新たな価値をお届けします
- ・「海の命」「山の命」を守り、自然の「恵み」を大切に活用します
- ・地球温暖化防止に向けた取組みを進めます
- ・すべてのステークホルダーの皆さまとの協働を重視した経営を行います
- ・透明性の高い健全経営を行います

重要課題	重点テーマ
人的資本経営	・ E S（働きやすさ） ・ E H（働きがい） ・ 人財育成
おいしさと 新たな食の 価値提供	・ 多様化するライフスタイルへの対応 ・ 栄養（健康） ・ イノベーション
サステナブル な 食のバリュー チェーン	・ 気候変動への対応（商品開発） ・ CO2排出量の削減 ・ 省エネ・再エネ活用 ・ フードロス ・ サプライチェーンマネジメント ・ 安全・安心の生産体制 ・ F A化・自動化
経営基盤の強化	・ ガバナンス強化 ・ リスクマネジメント強化

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 イ チ マ サ 冷 蔵	50百万円	100.0%	運送・倉庫事業
PT. KML ICHIMASA FOODS(注)	85,182百万IDR	75.0%	水産練製品製造販売事業

(注) PT.KML ICHIMASA FOODSは、2026年8月にPT.ICHIMASA KAIA FOODSに社名変更しております。

(7) 主要な営業所及び工場（2026年6月30日現在）

① 当社の主要な工場及び営業所

本社：新潟市東区津島屋七丁目77番地

工場：本社工場（新潟市東区津島屋）

本社第二工場（新潟市東区津島屋）

聖籠工場（北蒲原郡聖籠町位守町）

東港工場（新潟市北区白勢町）

山木戸工場（新潟市東区山木戸）

北海道工場（小樽市銭函）

関西工場（守山市古高町）

栽培センター（阿賀野市十二神）

支社・支店：札幌支店、北日本支社（東北支店（仙台）・新潟支店）、東京支社（関東支店（高崎）・広域支店）、中部支社、西日本支社（大阪支店・中四国支店（広島）・九州支店（福岡））

② 子会社の事業所

株式会社イチマサ冷蔵（新潟市北区白勢町）

PT.KML ICHIMASA FOODS（インドネシア共和国西ジャワ州）

(8) 従業員の状況 (2026 年 6 月 30 日現在)

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
水産練製品・惣菜事業	799名	16名増
きのこ事業	104名	6名減
その他	35名	増減なし
合計	938名	10名増

(注) 臨時従業員は、前期で783名、当期で743名であり、上記従業員数には含まれていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
872名	11名減	40.4歳	13.2 年

(注) 1. 社外への出向者1名は、上記従業員数には含まれていません。
2. 臨時従業員は、前期で703名、当期で692名であり、上記従業員数には含まれていません。

(9) 主要な借入先 (2026 年 6 月 30 日現在)

借入先	借入額
株式会社 第四北越銀行	4,652百万円
株式会社 みずほ銀行	1,010
農林中央金庫	980
株式会社 東邦銀行	525
株式会社 日本政策投資銀行	471
新潟県信用農業協同組合連合会	469
三井住友信託銀行株式会社	189
日本生命保険相互会社	135
株式会社 りそな銀行	131

(10) 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しています。

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としています。

2. 株式に関する事項（2026年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 64,400,000株
(2) 発行済株式の総数 18,590,000株（自己株式65,089株を含む）
(3) 株 主 数 19,949名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 ノ ザ キ	5,741千株	30.99%
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	1,090	5.88
野 崎 正 博	523	2.82
サ ト ウ 食 品 株 式 会 社	516	2.78
川 口 栄 介	328	1.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	319	1.72
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	257	1.39
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 亀田製菓口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	252	1.36
農 林 中 央 金 庫	211	1.14
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 E 口 ）	198	1.07

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（65,089株）を控除して計算しています。
2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する198,500株は含まれていません。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（社外取締役を除く）	16,000株	1 名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(4)④取締役の報酬等の総額等」に記載のとおりです。
2. 上記は、退任した当社役員に対して交付された株式を記載しております。なお、上記は会社法上の役員を対象としたものであり、当事業年度におきましては、このほか執行役員に対しても職務執行の対価として株式を交付しております。

3. 役員に関する事項（2026年6月30日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	野 崎 正 博	株式会社イチマサ冷蔵代表取締役会長
取締役常務執行役員	和 田 祐 樹	食品事業統括本部長兼マーケティング戦略部長
取締役常務執行役員	高 島 正 樹	コーポレート事業統括本部長兼リスク統括室長
取締役常務執行役員	後 藤 昌 幸	バイオ事業統括本部長兼バイオ事業部長
取 締 役 社 外 独 立	中 山 正 子	株式会社キタック代表取締役社長 株式会社BSNメディアホールディングス社外取締役
取締役（監査等委員）	高 山 佳代子	
取締役（監査等委員） 社 外 独 立	阿 部 和 人	阿部公認会計士事務所所長 生活協同組合コープデリにいがた監事 上越ケーブルビジョン株式会社監査役 株式会社ジェーミックス監査役
取締役（監査等委員） 社 外 独 立	三 部 正 歳	りゅうと法律事務所所長 新潟交通株式会社社外取締役
取締役（監査等委員） 社 外 独 立	黒 崎 正 吉	

- (注) 1. 和田祐樹氏及び黒崎正吉氏は、2025年9月25日開催の第61期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
2. 小柳啓一氏及び吉田至夫氏は、2025年9月25日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任しました。
3. 中山正子氏、阿部和人氏、三部正歳氏及び黒崎正吉氏は、社外取締役であります。当社は中山正子氏、阿部和人氏、三部正歳氏及び黒崎正吉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ています。
4. 中山正子氏は、民間企業の代表取締役及び社外取締役を兼任し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 阿部和人氏は、公認会計士として、企業会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 三部正歳氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有するものです。
7. 黒崎正吉氏は、民間企業の代表取締役を歴任し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものです。
8. 高山佳代子氏は、常勤の監査等委員であります。重要な会議への出席や会計監査人及び内部監査部門と密接に連携することにより得られた情報を監査等委員全員で共有し、監査等委員会の監査・監督の有効性・効率性を高めています。
9. 当社は執行役員制度を導入しており、2026年6月30日現在における執行役員は次のとおりです。

氏 名	担 当
野 崎 正 博	社長執行役員
和 田 祐 樹	常務執行役員食品事業統括本部長兼マーケティング戦略部長
高 島 正 樹	常務執行役員コーポレート事業統括本部長兼リスク統括室長
後 藤 昌 幸	常務執行役員バイオ事業統括本部長兼バイオ事業部長
中 野 晃	常務執行役員マーケティング開発本部長兼技術研究部長
村 山 徳 裕	上席執行役員品質保証部長兼管理部長
酒 井 基 行	上席執行役員北海道事業部長兼北日本支社長兼札幌支店長
前 川 信 介	上席執行役員営業本部長兼業務用推進部長兼東京支社長
田 邊 良 隆	執行役員商品開発部長
土 田 直 樹	執行役員経営企画部長兼人事戦略課長兼新規事業開発室長兼海外事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役）5名と責任限定契約（任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約）を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する最低限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が業務に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の支払免責事由が設定されています。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

- ・取締役の報酬等は、外部調査機関による役員報酬調査データ等をもとに、取締役の役割に応じて、持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能するように体系構築しています。

業務執行取締役の報酬等は、イ.固定報酬としての基本報酬、ロ.短期の業績連動報酬としての賞与、ハ.中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成しています。

イ.基本報酬は、月額報酬として金銭で支給するもので、役位別及び同一役位内の等級別に報酬額を設定しています。

ロ.賞与は、金銭で支給するもので、1事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROE・CO₂排出量の目標達成状況に応じて変動することとし、毎年9月の支給としています。

ハ.株式報酬は、信託を通じ業務執行取締役に対して連結売上高営業利益率の実績水準に応じて、ポイントを毎年付与し、退任時までに付与されたポイントを合計した数に応じた数の当社株式について、退任後に給付を受けることとしています。

- ・いずれの報酬も独立社外役員会に諮問し答申を得るものとし、取締役会で決定することとしています。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外役員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。
- ・非業務執行取締役の報酬については、経営監督の役割を勘案して賞与及び株式報酬は支給せず、基本報酬のみの支給としています。
- ・取締役について退職慰労金の制度はありません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・取締役の報酬等については、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）と取締役（監査等委員である取締役）を区別し、それぞれの報酬限度額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）、取締役（監査等委員である取締役）は年額40百万円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名、取締役（監査等委員である取締役）は4名（うち、社外取締役3名）です。

- ・また、上記の報酬限度額とは別枠で、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役）以外の業務執行取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託」を導入すること、及びその3事業年度当たりのポイント数の合計は96,000ポイントを上限とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役以外の取締役（非業務執行取締役を除く。）は6名です。
- ・2015年8月25日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決定していますが、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内におきまして打ち切り支給することを決議しています。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

- ・当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役で構成される独立社外役員会を設置し、取締役の報酬制度構築・改定及び報酬内容等にかかる審議を行っており、取締役会は当該答申を承認のうえ決定することとしています。
- ・業務執行取締役の基本報酬は、代表取締役社長執行役員が各業務執行取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案したうえで役位及び同一役位内の等級を諮問し、賞与・株式報酬は、それぞれの決定方法による適用支給月数・業績係数を諮問し、いずれも株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会において当該答申の承認を経て、業務執行取締役の個人別の基本報酬の額及び取締役評価に基づいた賞与の評価配分を代表取締役社長執行役員野崎正博に再一任しています。これらの権限を再一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の部門業績と個人別評価を行うには、代表取締役社長執行役員が最も適しているからです。
- ・取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、独立社外役員会に原案を諮問し答申を得ています。
- ・取締役（監査等委員である取締役）の基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定しています。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等 委員を除く。） （うち社外取締 役）	102,369 (3,600)	78,000 (3,600)	11,150 (-)	13,219 (-)	6 (1)
取締役（監査等 委員） （うち社外取締 役）	23,550 (12,300)	23,550 (12,300)	-	-	5 (4)

- (注) 1. 非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づく当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。
2. 上記には、2025年9月25日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名、取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

- ・当社は、短期の業績連動報酬として賞与を支給していますが、賞与算定のための取締役評価制度において、代表取締役社長執行役員及び取締役副社長執行役員は全社業績のみで評価し、その他の業務執行取締役は全社・部門業績と個人別評価により評価しています。
- ・全社業績評価に当たって、1事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROE・CO₂排出量を評価指標としており、2026年6月期の目標・実績及び選定理由は次のとおりです。

評価指標	目標	実績	選定理由
連結売上高	380億円	355億円	企業成長性指標
連結営業利益	13億円	6.1億円	企業収益性指標
連結ROE	5.5%	2.2%	株主収益性指標
CO ₂ 排出量	35,700t以下	35,233t	サステナビリティ指標

- ・賞与は、取締役評価により各業務執行取締役の適用支給月数を決定し、次の式で算定しています。

賞与＝各業務執行取締役である執行役員の役位別・等級別基本報酬×各適用支給月数

※各適用支給月数は、従業員の最近事業年度の賞与支給月数実績を中心評価におき、各業務執行取締役の取締役評価に基づき、その概ね30%～160%程度の範囲で適用しています。

- ・業績連動報酬は、職責に応じた成果・業績に対して処遇するものであり、高い役位者に対してより高い成果・業績責任を求める支給割合になっており、業務執行取締役である役付執行役員の基本報酬と業績連動報酬の支給割合は概ね6.5～7.0対3.5～3.0程度、業務執行取締役である執行役員の支給割合は概ね7.5対2.5程度となっています。

⑥ 非金銭報酬等の内容

- ・当社は、中長期の業績連動報酬として「株式給付信託」の制度による株式報酬を採用しており、単年度の株式報酬は、次の式で算定しています。

株式報酬ポイント＝各業務執行取締役である執行役員の役位別・等級別基準ポイント×業績係数

※業績係数は、中長期的な企業の収益基盤指標と考えられる連結売上高営業利益率の実績水準により1.0倍～1.3倍の範囲で適用しています。

- ・2026年6月期の連結売上高営業利益率の実績値は1.7%であり、該当ランクの倍率を適用します。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役中山正子氏は、株式会社キタックの代表取締役社長及び株式会社BSNメディアホールディングスの社外取締役を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）阿部和人氏は、阿部公認会計士事務所所長、生活協同組合コープデリにいがた監事、上越ケーブルビジョン株式会社監査役及び株式会社ジェーミックス監査役を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）三部正歳氏は、りゅーと法律事務所所長及び新潟交通株式会社の社外取締役を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）黒崎正吉氏は、重要な兼職先の該当はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	中山 正子	取締役会： 11回/14回 (78.6%)	主に企業経営に関する幅広い知見を活かし、経営・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。
取締役 (監査等委員)	阿部 和人	取締役会： 14回/14回 (100%) 監査等委員会： 14回/14回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、財務・会計に関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。
取締役 (監査等委員)	三部 正歳	取締役会： 12回/14回 (85.7%) 監査等委員会： 13回/14回 (92.9%)	主に弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、法務・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。
取締役 (監査等委員)	黒崎 正吉	取締役会： 12回/12回 (100%) 監査等委員会： 11回/11回 (100%)	主に企業経営に関する幅広い知見を活かし、経営・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。

(注) 黒崎正吉氏の取締役会及び監査等委員会出席状況は、2025年9月25日の就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会のみを対象としています。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,317,385	流動負債	8,532,775
現金及び預金	1,115,596	買掛金	2,473,280
売掛金	3,571,053	短期借入金	600,000
商品及び製品	1,196,067	1年内返済予定の長期借入金	2,907,610
仕掛品	524,315	リース負債	124,210
原材料及び貯蔵品	2,796,569	未払金	1,293,503
前払費用	55,697	未払法人税等	241,157
前払入金	36,952	未払法人口税	146,599
関係会社の貸付金	555,100	預り引当金	175,857
その他貸付金	86,961	賞与引当金	89,204
貸倒引当金	△620,927	役員賞与引当金	20,355
固定資産	20,314,873	設備関係の未払金	377,918
有形固定資産	17,445,244	固定負債	83,079
建物	6,270,192	長期借入金	7,074,414
構築物	343,703	リース負債	5,058,279
機械及び装置	6,285,008	長期リース負債	1,253,648
車両運搬具	22,157	役員株式給付引当金	112,489
工具、器具及び備品	274,816	長期未払金	297,384
土地	2,859,381	資産除却負債	14,044
建物	1,357,941	繰延税金負債	338,569
無形固定資産	32,043	負債合計	15,607,189
借入金	298,932	純資産の部	
電話加入権	206,735	株主資本	12,928,576
リースの資産	14,430	資本金	940,000
その他資産	5,131	資本剰余金	650,000
投資その他の資産	72,635	資本剰余金	650,000
投資関係の株式	2,570,695	利益剰余金	11,531,041
出長敷金	1,901,624	利益剰余金	190,095
関係会社	449,959	その他利益剰余金	11,340,946
前払費用	290	製品開発積立金	170,000
長期及び員保証	9,586	特別償却準備金	24,143
敷金	45,145	公害防止準備金	10,000
会費	25,088	海外市場開拓準備金	35,670
保険	163,501	固定資産圧縮積立金	54,706
貸倒引当金	△24,500	別途積立金	1,386,000
		繰越利益剰余金	9,660,426
		自己株式	△192,465
		評価・換算差額等	1,096,492
		その他有価証券評価差額金	1,096,492
資産合計	29,632,258	純資産合計	14,025,069
		負債・純資産合計	29,632,258

損益計算書

(2025 年 7 月 1 日から)
(2026 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上高	売上高		35,067,130
	売上原価		28,644,386
	売上総利益		6,422,743
	販売費及び一般管理費		5,828,468
営業利益	営業利益		594,274
	営業外収益		
	受取利息	429	
	受取配当金	126,414	
	受取賃貸料	27,313	
	受取手数料	38,503	
	売電収入	13,279	
	雑収入	23,662	229,602
	営業外費用		
	支払替利差損	99,376	
経常利益	貸与資産減価償却費	6,665	
	貸倒引当金繰入	8,489	
	貸支払地代料	507,562	
	支払手数料	35,760	
	雑損	33,300	
	経常損失	11,414	702,568
特別利益	特別利益		121,309
	固定資産売却益	380	
	投資有価証券売却益	75,827	76,207
	特別損失		
	固定資産除却損	3,710	
	固定資産売却損	540	
税引前当期純利益	税引前当期純利益	9,714	13,966
	法人税、住民税及び事業税		183,550
	法人税等調整額		186,364
	当期純損失		530
			3,344

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				製品開発 積立金	特別償却 準備金	公害防止 準備金	海外市場 開拓準備金	固定資産 圧縮積立金
2025年7月1日残高	940,000	650,000	190,095	170,000	24,143	10,000	35,670	54,706
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
当期純損失								
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	－
2026年6月30日残高	940,000	650,000	190,095	170,000	24,143	10,000	35,670	54,706

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計				
	別途積立金	繰越利益 剰 余 金					
2025 年 7 月 1 日 残 高	1,386,000	9,923,119	11,793,735	△208,803	13,174,931	1,040,354	14,215,285
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		△259,348	△259,348		△259,348		△259,348
当 期 純 損 失		△3,344	△3,344		△3,344		△3,344
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0		△0
自 己 株 式 の 処 分				16,339	16,339		16,339
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						56,138	56,138
事業年度中の変動額合計	－	△262,693	△262,693	16,338	△246,354	56,138	△190,216
2026 年 6 月 30 日 残 高	1,386,000	9,660,426	11,531,041	△192,465	12,928,576	1,096,492	14,025,069

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 2～50年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法。

③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金 …………… 役員の賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。

④ 役員株式給付引当金 …………… 役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社の事業は、主に水産練製品の製造販売及びきのこの生産販売を行っています。当該事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時です。ただし、国内取引では製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間は数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益認識しています。

取引価格は顧客との契約において約束された対価から販売手数料・物流費等の顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しています。

なお、変動性のある販売手数料・物流費等を含む変動対価については、合理的に利用可能な情報に基づき見積もっています。

製品の販売契約における対価は、履行義務の充足時点から概ね6ヶ月以内で回収しており、重要な金融要素は含んでいません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(6) 重要なヘッジ会計処理

- ① ヘッジ会計の方法 …………… 特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 …………… ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：借入金の利息
- ③ ヘッジ方針 …………… デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクをヘッジしています。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 …………… 金利スワップの特例処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

・固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

減損損失	9,714千円
有形固定資産	17,445,244千円
無形固定資産	298,932千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しています。

・棚卸資産の評価

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

棚卸資産 4,516,952千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しています。

3. 追加情報

(監査等委員である取締役以外の業務執行取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

監査等委員である取締役以外の業務執行取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結注記表「3. 追加情報」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

工場財団	
建物	156,704千円
構築物	515千円
機械及び装置	913,898千円
土地	1,535,738千円
計	2,606,858千円
その他	
建物	4,577,531千円
構築物	102,255千円
土地	793,854千円
計	5,473,641千円
上記に対応する債務	
短期借入金	528,000千円
1年内返済予定の長期借入金	2,119,603千円
長期借入金	3,236,871千円
計	5,884,474千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,015,362千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

① 短期金銭債権	71,664千円
② 短期金銭債務	60,359千円

(4) 役員に対する金銭債務

長期金銭債務	137,007千円
--------	-----------

(5) 金融機関とのコミットメントラインに関する契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行とコミットメントライン契約（シンジケート方式）を締結しています。

コミットメントラインの総額	4,000,000千円
借入実行残高	600,000千円
差引額	3,400,000千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高	678,252千円
営業外取引高	154,180千円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類	金額 (千円)
遊休資産	新潟市東区他	機械及び装置他	9,714
合 計			9,714

当社は、事業用資産については、水産練製品・惣菜事業、きのこ事業を基礎としてグルーピングし、貸与資産及び遊休資産については、個々の物件ごとにグルーピングしています。

上記の遊休資産については、今後の使用見込みが乏しいため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、遊休資産の回収可能価額は、取引事例等を勘案した正味売却価額により算出しています。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	281,988株	1株	18,400株	263,589株

(注) 自己株式の当事業年度末の株式数には、「株式給付信託（BBT）」制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する198,500株が含まれています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	42,883千円
役員株式給付引当金	35,209千円
貸倒引当金	202,018千円
減損損失	45,475千円
土地売却益修正損	214,596千円
投資有価証券評価損	70,005千円
賞与引当金	27,920千円
役員賞与引当金	6,371千円
未払事業税	17,455千円
その他有価証券評価差額金	652千円
その他	52,818千円

繰延税金資産小計	715,407千円
----------	-----------

評価性引当額	△531,453千円
--------	------------

繰延税金資産合計	183,953千円
----------	-----------

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△28,730千円
その他有価証券評価差額金	△493,792千円

繰延税金負債合計	△522,522千円
----------	------------

繰延税金負債の純額	△338,569千円
-----------	------------

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の 名称	資本金 (千円)	事業の 内 容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 イチマサ冷蔵	50,000	運 送 事 業 ・ 倉 庫 事 業	所有 直接 100.0	製品の運送及び 保管、設備の賃 貸、工場用地の 賃借 役員の兼任	配当金の受取	100,000	—	—
						設備の賃貸 (注2)	18,420	—	—
						工場地の賃借 (注3)	35,760	—	—
	PT.KML ICHIMASA FOODS	85,182 百万Rp	水 産 産 製 品 事 業	所有 直接 75.0	商 品 の 仕 入、 資金の貸付	特許の受取 (注5)	—	未収入金	27,121
						資金の貸付 (注4、5)	505,050	関係会社 貸付金	555,100
						立 替 金(注5)	—	流動資産 その他	44,229

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(注2) 設備の賃料については、減価償却費、固定資産税及び火災保険等を考慮して算出した価格に基づいて決定しています。

(注3) 近隣相場を参考にして算出した価格に基づき決定しています。

(注4) 資金の貸付及び借入については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しています。

(注5) PT.KML ICHIMASA FOODSに対する債権に619,386千円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において、507,562千円の貸倒引当金繰入額を計上しています。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 765円29銭

※ 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

純資産の部の合計額	14,025,069千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－千円
普通株式に係る期末の純資産額	14,025,069千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	18,326千株

(2) 1株当たり当期純損失 0円18銭

※ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

当期純損失	3,344千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純損失	3,344千円
普通株式の期中平均株式数	18,318千株

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めています（当事業年度198,500株）。また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています（当事業年度206,038株）。

12. 重要な後発事象に関する注記

会社分割による持株会社への移行に関する情報は連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しています。

13. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2026年 8 月28日

一正蒲鉾株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
信 越 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 神 代 勲

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 康 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月28日

一正蒲鉾株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高山佳代子 ⑩

監査等委員 阿部和人 ⑩

監査等委員 三部正歳 ⑩

監査等委員 黒崎正吉 ⑩

(注) 監査等委員阿部和人氏、三部正歳氏及び黒崎正吉氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(別紙3)

承継会社の成立の日における貸借対照表

貸借対照表
2026 年 7 月 1 日現在

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50	流動負債	—
現金預金	50	固定負債	—
固定資産	—		
		負債合計	0
		(純資産の部)	
		株主資本	50
		資本金	50
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
		純資産合計	50
資産合計	50	負債・純資産合計	50